令和 6 年度

教育計画

枚方市立禁野小学校

目　次

Ⅰ.学校の概要

1.学校の名称・位置

枚方市禁野小学校

郵便番号 573-1194　大阪府枚方市中宮北町4番1号

電話番号 (050)7102-9148　e-mail　kinya-e00@city.hirakata.ed.jp

2.学校の沿革

令和4年

○ 4月 1日 開校

枚方市立高陵小学校・枚方市立中宮北小学校が統合

児童数 382名　教職員数 31人　初代校長 新保喜和

3.校地・校舎面積

○敷地面積　16,925.00㎡　○運動場他空地面積　14,772.18㎡

○建築面積　2,082.74㎡

・教室棟	865.18㎡	・体育館	661.53㎡
・渡り廊下	85.4 ㎡	・配膳室	115.2 ㎡
・管理棟	855.43㎡	・プール	1,200.0 ㎡

4.校舎平面図
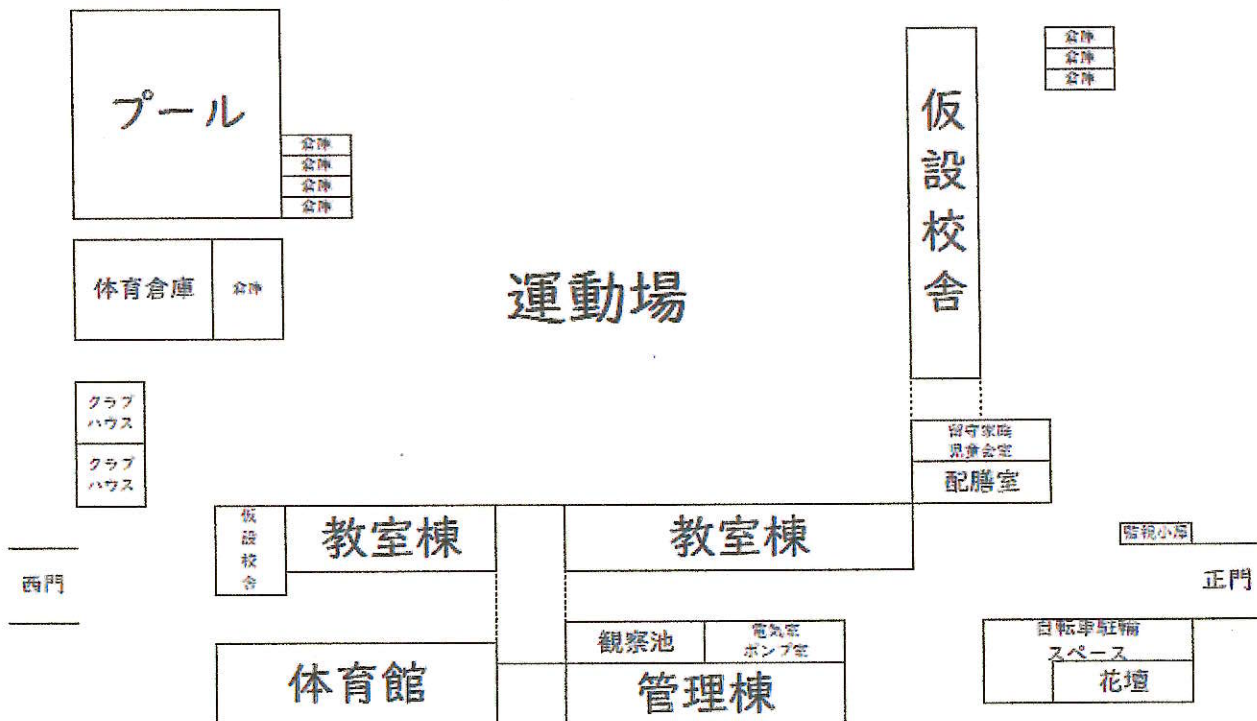
5. 校区略図
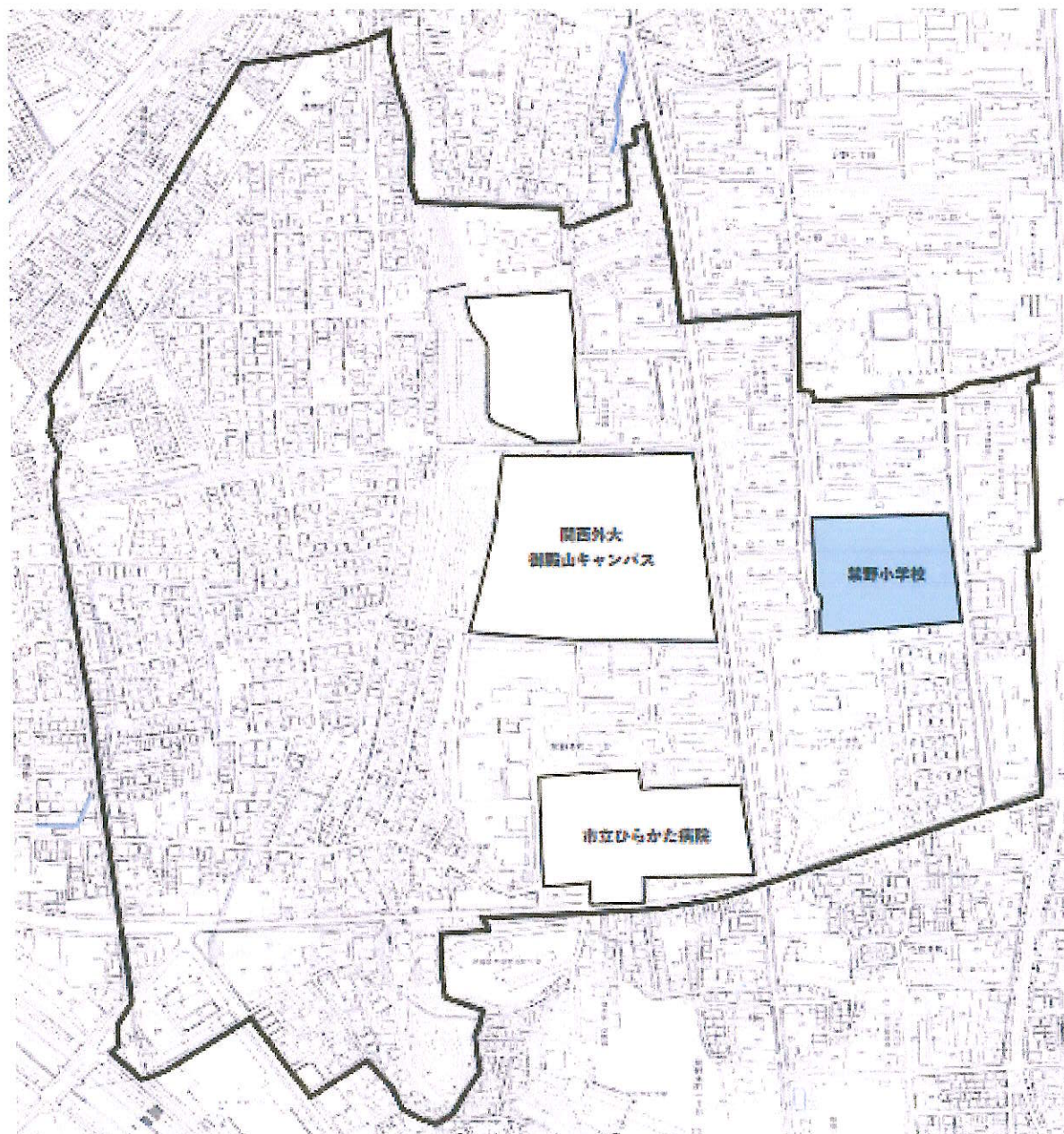
【通学区域】

禁野本町1丁目（1番～6番までに限る）　禁野本町2丁目（16番を除く）
御殿山町（15番64棟及び65棟に限る）　御殿山南町（1番2号を除く）
渚南町（45番及び46番〔10号以上に限る〕を除く）
中宮北町　上野3丁目（4番に限る）

6．教室配置図

仮設校舎
ほっとルーム
通級指導教室
教室棟
1階
2階
3階
消火栓
消火器
市立ひらかた病院
（院内学級）
1年1組
1年2組
集中下足室
WC
支援学級1
2年2組
2年1組
支援学級2
支援学級3
支援学級4
5年1組
5年2組
6年2組
6年1組
外国語教室
コンピュータ室
支援学級5
支援学級6
3年1組
3年2組
4年2組
4年1組
多目的室
支援学級7
管理棟
保健室
放送室
校長室
職員室
玄関
図書室
学校施設管理人室
校務員室
休養室
更衣室
PTA会議室
音楽室
音楽準備室
教材室（1）
教材室（2）
理科室
理科準備室
家庭科室
図工準備室
図工室
留守家庭児童会室
校区集会室
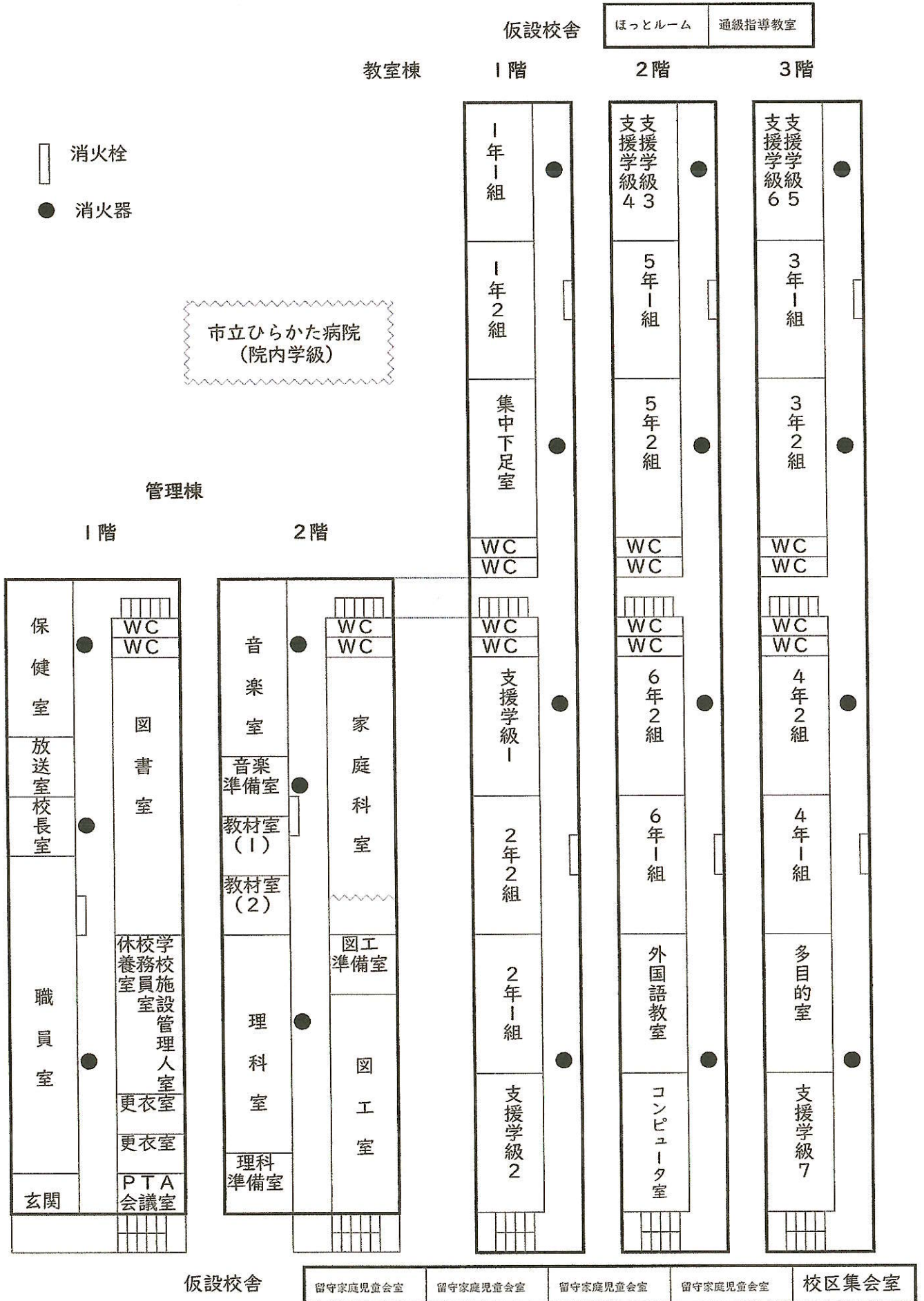
7. 日課表

	月・火・木・金	水
朝の会 朝の学習	8 : 30 ～ 8 : 45	8 : 30 ～ 8 : 45
1校時	8 : 45 ～ 9 : 30	8 : 45 ～ 9 : 30
2校時	9 : 35 ～ 10 : 20	9 : 35 ～ 10 : 20
中休み	10 : 20 ～ 10 : 40	10 : 20 ～ 10 : 40
3校時	10 : 40 ～ 11 : 25	10 : 40 ～ 11 : 25
4校時	11 : 30 ～ 12 : 15	11 : 30 ～ 12 : 15
給　食	12 : 15 ～ 13 : 00	12 : 15 ～ 13 : 00
昼休み	13 : 00 ～ 13 : 20	13 : 00 ～ 13 : 20
清　掃	13 : 20 ～ 13 : 35	
5校時	13 : 40 ～ 14 : 25	13 : 20 ～ 14 : 05
6校時	14 : 30 ～ 15 : 15	14 : 10 ～ 14 : 55
終わりの会	15 : 15 ～	14 : 55 ～
下　校	16:00	16:00

8. 校時表

第1学年　25時間

	月	火	水	木	金
1	☆	☆	☆	☆	☆
2	☆	☆	☆	☆	☆
3	☆	☆	☆	☆	☆
4	☆	☆	☆	☆	☆
5	☆	☆	☆	☆	☆
6					

第2学年　26時間

	月	火	水	木	金
1	☆	☆	☆	☆	☆
2	☆	☆	☆	☆	☆
3	☆	☆	☆	☆	☆
4	☆	☆	☆	☆	☆
5	☆	☆	☆	☆	☆
6				☆	

第3学年　28時間

	月	火	水	木	金
1	☆	☆	☆	☆	☆
2	☆	☆	☆	☆	☆
3	☆	☆	☆	☆	☆
4	☆	☆	☆	☆	☆
5	☆	☆	☆	☆	☆
6	☆	☆		☆	

第4学年　29(30)時間

	月	火	水	木	金
1	☆	☆	☆	☆	☆
2	☆	☆	☆	☆	☆
3	☆	☆	☆	☆	☆
4	☆	☆	☆	☆	☆
5	☆	☆	☆	☆	☆
6	☆	☆	ク委	☆	☆

第5学年　29(30)時間

	月	火	水	木	金
1	☆	☆	☆	☆	☆
2	☆	☆	☆	☆	☆
3	☆	☆	☆	☆	☆
4	☆	☆	☆	☆	☆
5	☆	☆	☆	☆	☆
6	☆	☆	ク委	☆	☆

第6学年　29(30)時間

	月	火	水	木	金
1	☆	☆	☆	☆	☆
2	☆	☆	☆	☆	☆
3	☆	☆	☆	☆	☆
4	☆	☆	☆	☆	☆
5	☆	☆	☆	☆	☆
6	☆	☆	ク委	☆	☆

9．各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動の時間配当

		第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	第５学年	第６学年
教科	国　語	３０６	３１５	２４５	２４５	１７５	１７５
	社　会			７０	９０	１００	１０５
	算　数	１３６	１７５	１７５	１７５	１７５	１７５
	理　科			９０	１０５	１０５	１０５
	生　活	１０２	１０５				
	音　楽	６８	７０	６０	６０	５０	５０
	図画工作	６８	７０	６０	６０	５０	５０
	家　庭					６０	５５
	体　育	１０２	１０５	１０５	１０５	９０	９０
道　徳		３４	３５	３５	３５	３５	３５
特別活動		３４	３５	３５	３５	３５	３５
総合的な学習の時間				７０	７０	７０	７０
外国語（５・６年生） 外国語活動（３・４年生）				３５	３５	７０	７０
総授業時数		８５０	９１０	９８０	１０１５	１０１５	１０１５

＊　特別活動の授業時数は学級活動に充てる。

＊　委員会活動及びクラブ活動の時間は水曜日の６時限目を充てる。

10．教職員名簿（主任・主担等）

	職名	名前	主任等
校長	校長	位田 真由子	
教頭	教頭	縄本 誠	衛生推進者 防火管理者
教務主任	首席	角崎 洋人	外国語教育中核教員 教務 司書教諭 コミュニティスクール担当
主査	主査	井上 康弘	
養護教諭	養護教諭	隅田 真耶	保健主事 食物アレルギー担当
算数専科指導	教諭	濵田 優	小中一貫・学力向上推進リーダー 専科指導担当者 授業研究部主担
理科専科指導	教諭	高木 篤志	生徒指導主担 人権・生活指導部主担
音楽専科指導	講師	河合 美貴	
図工専科指導	非常勤講師	中野 由佳	
1年1組	教諭	河合 由美	学年主任 幼保こ小連携担当
1年2組	教諭	谷本 博子	特別活動指導部主担
2年1組	教諭	服部 円	学年主任 道徳教育推進教師
2年2組	教諭	福井 真斗	S-EMS担当
3年1組	教諭	中原 豊	学年主任
3年2組	教諭	河村 龍一	
4年1組	教諭	羽生 隆宏	学年主任
4年2組	教諭	木村 星宙	
5年1組	教諭	森笹 直樹	学年主任
5年2組	教諭	和田 泉	人権教育主担
6年1組	教諭	武林 宏和	学年主任
6年2組	教諭	横井 里香	体力向上部主担
あおぞら学級1(病弱①)	教諭	藤原 恵美	支援教育コーディネーター
あおぞら学級2(自情①)	教諭	瀬尾 祥寛	ICT環境整備担当 情報セキュリティー担当
あおぞら学級3(自情②)	講師	三森 美弥	児童虐待対応主担
あおぞら学級4(自情③)	教諭	三山 修平	
あおぞら学級5(自情④)	教諭	浅野 景子	給食担当 保健・給食指導部主担
あおぞら学級6(自情⑤)	教諭	衛藤 あかね	学校安全担当 環境・安全指導部主担
あおぞら学級7(知的①)	教諭	井上 彩花	食物アレルギー担当
院内学級	臨時講師 （教諭）	牧野奈津子 （中北亮佑）	
通級指導	教諭	中田 良子	支援教育コーディネーター ハラスメント相談窓口
特別教育支援	特別教育支援員	松浦 明美	
初任期指導	講師	北脇 宣至	3小学校兼務 初任期教職員指導コーディネーター
支援Co軽減		藤尾 こずえ	
NET		ダグペン・メイレリン	
学校司書		對馬 桂子	小倉小学校との兼務
スクールカウンセラー		古木 幹人	
心の教室相談員		嶋田 美佳	
校務員		栄野 秀利	
学校施設管理人		非常勤:仲田 朝信 村田 紀夫 臨時(土日):馬渕 正司 田中 伸佳 和田 征一郎	
安全監視ボランティア		午前:和田 征一郎(月) 齋藤 寛(水) 三好 邦明(木) 佐々木 征三(金) ※火は不在 午後:工藤 邦靖 森 玲子 寺内 陽子 合同信号:高山 健二 寺内 陽子	

Ⅱ. 学年・学級編成

学年	クラス	男	女	計	家庭数	担任名	学年	クラス	男	女	計	家庭数	担任名
1年	1組	19	16	35	35	河合　由美	4年	1組	19	15	34	24	羽生　隆宏
	2組	19	17	36	36	谷本　博子		2組	18	15	33	22	木村　星宙
	合計	38	33	71	71			合計	37	30	67	46	
2年	1組	13	22	35	35	服部　円香	5年	1組	16	16	32	21	森笹　直樹
	2組	14	20	34	32	福井　真斗		2組	16	16	32	16	和田　泉
	合計	27	42	69	67			合計	32	32	64	37	
3年	1組	19	16	35	28	中原　豊	6年	1組	16	17	33	20	武林　宏和
	2組	19	16	35	26	河村　龍一		2組	15	18	33	18	横井　里香
	合計	38	32	70	54			合計	31	35	66	38	
							総計		203	204	407	313	

支援学級

クラス名	男	女	計		担任名	クラス名	男	女	計		担任名
病弱・身体虚弱児学級Ⅰ組	1	2	3		藤原　恵美	自閉症・情緒障害児学級Ⅳ組	6	1	7		浅野　景子
自閉症・情緒障害児学級Ⅰ組	4	3	7		瀬尾　祥寛	自閉症・情緒障害児学級Ⅴ組	3	4	7		衞藤　あかね
自閉症・情緒障害児学級Ⅱ組	5	2	7		三森　美弥	知的障害児学級Ⅰ組	4	4	8		井上　彩花
自閉症・情緒障害児学級Ⅲ組	3	4	7		三山　修平	院内学級					牧野奈津子（中北亮佑）

12．校務分掌組織図

運営部会は◎を主担、その他の分掌では左端を主担とする。

教科部
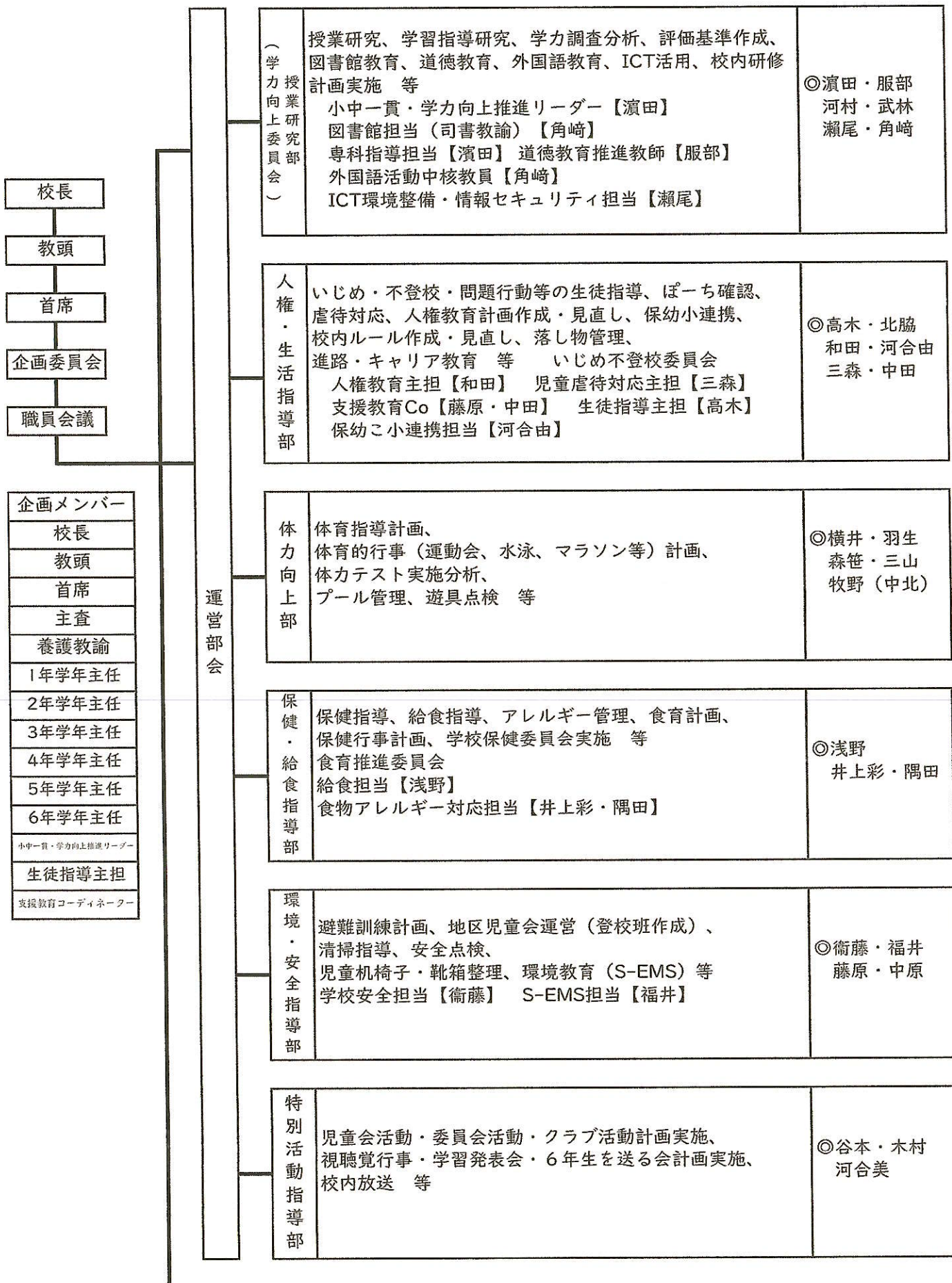
教科	担当
国語	角﨑、衞藤、北脇、浅野
社会	中原、羽生
算数	濵田、瀬尾
理科	高木、井上、河村
生活・総合	藤原、河合由
音楽	河合美、谷本
図工	木村、福井、三山
保健体育	隅田、横井、森笹
道徳・特活	服部、牧野
外国語	角﨑、中田
家庭	三森、武林、和田

教務部会

学年部会

児童会・委員会活動

クラブ活動

特別委員会

委員会	構成
いじめ対策委員会	校長、教頭、首席、生徒指導主担、SC
虐待対応委員会	校長、教頭、首席、養護教諭、児童虐待対応主担
支援教育校内委員会	校長、教頭、首席、支援Co、通級担当
学校保健委員会	校長、教頭、養護教諭、学校医、PTA代表
宿泊先・卒業アルバム検討委員会	校長、教頭、首席、事務担当
儀式的行事検討委員会	首席　入学式：１年担任、卒業式：５年担任
食物アレルギー対応委員会	校長、教頭、養護教諭、食物アレルギー担当
学校運営協議会(コミュニティスクール)	校長、教頭、首席
PTA運営委員会	藤原(書記)、浅野(会計監査)

Ⅱ学校の経営

１．本年度の学校経営方針

日本国憲法、教育基本法、関係諸法規、また、大阪府や枚方市の教育振興基本計画、「令和の日本型学校教育」「枚方市のめざすべき教育・目標・基本方策」「禁野小学校における 新しい学校づくり 環境整備概要」等に則り、知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）の調和のとれた生きる力を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を行う。

その実現のために、次の「学校教育目標」「めざす学校像・子ども像・教職員像」「重点方針」「基本方策」「取組事項」を定める。

学校教育目標

日に新た　自ら学び　心豊かに　たくましく

めざす学校像

一人ひとりを大切に、夢や希望を育む学校

めざす子ども像

・自らを日々成長させようとする子ども
《毎日を大切にし、向上心を持って日々生活できる子ども》
・自ら学び、考え、行動できる子ども
《主体的・協働的に学び、自ら考え、行動し、夢や希望をもてる子ども》
・心豊かで、思いやりのある子ども
《多様性を認め合い、尊重し、自分も他者も大切にする子ども》
・健康でたくましい子ども
《健やかな心と、健康でたくましい心身を育もうとする子ども》

めざす教職員像

・子ども一人ひとりを大切にする教職員
・ゆったり、ていねいに笑顔で対応できる教職員
・仲間と協力し、組織的に動ける教職員
・学び続ける教職員
・保護者、地域から信頼される教職員

Ｒ６　子どもたちにつけたい力

・失敗を恐れず、挑戦できる力
・主体的に考え、自分の言葉で伝えられる力
・相手を思いやりながら、協力できる力

２．重点方針

（１）社会を生き抜く力の育成

　　○確かな学力の育成

　　○問題発見・解決能力等の育成

　　○教員の育成

（２）豊かな心と健全な体の育成

　　○豊かな心と健全な体の育成

（３）誰一人取り残されない教育の実現

　　○いじめの防止、早期解決

　　○不登校の防止、早期解決

　　○子どもの貧困対策、ヤングケアラー対策

　　○「ともに学び、ともに育つ」教育、支援教育の充実

（４）豊かな学びを支える学校づくり

　　○学校ガバナンスの確立

　　○開かれた学校運営

　　○学校の教育環境整備

（５）遊びや学びの充実

　　○遊びから学びへの接続の充実

３．基本方策

（１）確かな学力と自立を育む教育の充実

（２）豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

（３）教職員の資質と指導力の向上

（４）「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

（５）社会に開かれた学校づくりの推進

（６）学びのセーフティネットの構築

（７）学びを支える教育環境の充実

（８）生涯学習の推進と図書館の充実

（９）文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

最重要課題

基本方策１　確かな学力と自立を育む教育の充実

１.学校運営体制について

（１）学校運営組織の確立

○校長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立する。

○企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。

○校長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図る。

（２）地域・校種間連携の推進

○学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、学校運営協議会から提言や評価を受ける。

○学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深める。

○校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。

○きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「９年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進する。

２．学習指導について

（１）主体的・対話的で深い学びの実現

○学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向 かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

（２）「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

○各教科の授業において、児童が１人１台端末・ＩＣＴを文房具として活用するよう授業改善を図る。

（３）学習の基盤となる資質・能力の向上

○すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見 ・解決能力等を学校全体で育成する。

（４）児童の英語力の適切な把握と指導

○児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、４技能５領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。

○授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、児童が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにする。

（５）現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

○豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。

（６）プログラミング学習の取組

○情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施する。

（７）カリキュラム・マネジメントの充実

○学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成する。

○地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てる。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方

針について、家庭や地域とも共有を図る。

（８）スタートカリキュラム

〇スタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図る。

〇スタートカリキュラムを見直し、教育計画に掲載する。

（９）社会とつながる学習活動の推進

〇総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、児童が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導する。

〇実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（ＰＢＬ：Project Based Learning)を充実させ、問題発見・解決能力等を育成する。

（10）学習評価

〇学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。

〇指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行う。

（11）確かな学力を育成するための学校体制

〇確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究（研究内容）を設定し、学校の組織的な取組を一層進める。

（12）国旗・国歌

〇入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図る。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱する。

〇国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱う。

３．キャリア教育・進路指導について

（１）キャリア教育の在り方

〇９年間を見通して、児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援する。

（２）進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方

〇校長の責任とリーダーシップのもとに、教務主任等を中心とした校内進路指導体制を確立する。

〇進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、 人権に十分配慮した適切な指導を行う。

基本方策２ 豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実

４．道徳教育について

（１）学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進

〇道徳科の授業においては、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童の実態に即しながら指導を工夫する。

○道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるようにする。

5．人権教育について

(1) 人権教育の推進

○人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。

○本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進する。

(2) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

○関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、障害についての理解を深める教育を系統的に実施する。

(3) 子どもの見守り体制の確立

○児童虐待の防止にあたっては、児童が相談しやすい体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。

(4) ジェンダー平等教育の推進

○男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。

(5) 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

○児童の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努める。

○日本語指導を必要とする児童については、当該児童の状況を踏まえ、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努める。

(6) 同和教育の推進

○関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努める。

(7) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正

○不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努める。

(8) 平和教育の推進

○平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるよう努める。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

6．健康教育について

(1) 体力づくりの取組の推進

○児童の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載する。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。

(2) 体育活動における事故防止対策等

○学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。

○各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保する。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。

○授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。特にゴールやテント等については、確実に固定する。

○児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底する。

（３）食育

○児童の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進する。また、全体計画を教育計画に掲載する。

○学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。

（４）食物アレルギー疾患の対応

○学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。

○大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和５年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校 生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織するアレルギー対応委員会等を設置する。

○各校の状況について十分検討したうえで、保護者や主治医との連携を図りつつ、児童の状況に 応じた対応マニュアルを策定する。

○食物アレルギーの既往症の無い児童の初発の事故が多く発生していることからも、事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、毎年校内研修等を実施する。

７.特別活動・その他教育活動について

（１）特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

○特別活動においては、学校の実態や児童の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。

（２）学級や学校の文化を創造する特別活動

○学級活動等の指導においては、児童がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。

○児童会活動においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。

○儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

基本方策３ 教職員の資質と指導力の向上

８．教職員の服務について

（１）服務規律の徹底（職務上の義務）

○服務の宣誓

服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、 全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導する。

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

教職員への命令（出張・時間外勤務等）については、法規法令に従い、その意義等を教職員に十分に認識させ、適正な執行を行う。各種承認申請（勤務場所を離れて行う研修

等）についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理する。教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限ること。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底する。

○職務専念の義務

条例・規則で定められた勤務時間を教職員に遵守させ、その職責遂行に努めさせる。その際、校長は勤務（内容・時間等）の適正な把握・管理を行う。

○その他

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告する。教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不　祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。

（２）服務規律の徹底（身分上の義務等）

○信用失墜行為の禁止

児童に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを教職員に周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導を徹底する。教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導する。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導する。公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう教職員に指導する。

○秘密を守る義務

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させること。また、個人情報漏洩には、生命・身体　を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

○政治的行為の制限

教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。

○争議行為等の禁止

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導する。

○営利企業への従事等の制限

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させる。

９．学校における働き方改革について

（１）業務改善と意識改革の推進

○学校の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行う。

○校長は各学校の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務　の在り方の見直しを進める。

○学校運営協議会等で各校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進めること。

（２）労働安全衛生体制の充実

○学校の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進める。

○出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全

衛生法及び労働安 全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導する。

○校長は、学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努める。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たす。

○ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団 分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努める。また、ストレ スチェックの集団分析結果を活用し、学校のよりよい職場環境づくりに努める。

○笑顔の教職員・学校づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努める。

10．教職員研修について

（1）教職員の育成

○教職員経験 1 年目～3 年目（教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内 OJT 推進組織のマネジメントを行う。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図る。

○初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施する。

○10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、 指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施する。

○指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させる。

○すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導する。

（2）授業改善

○学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、 児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

（3）校内研究・校内研修

○校内研究・校内研修は、学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。

（4）研修の受講

○市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。

○「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努める。

基本方策４　「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

１１．支援教育について

（１）「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

○障害の有無にかかわらず、すべての児童の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。

（２）校内体制の充実

○障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、 全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。

（３）交流及び共同学習の充実

○支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努める。

（４）障害のある児童の教育課程の充実

○支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。

○支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童の障害の状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図る。

（５）個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

○支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

（６）通級指導教室の充実

○通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連 携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

（７）保護者や関係機関との連携

○適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等 の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。

（８）医療的ケア

○医療的ケアが必要な児童及び基礎疾患がある児童等、重症化リスクの高い児童に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

基本方策５ 社会に開かれた学校づくりの推進

１２．学校・家庭・地域の連携について

（１）社会に開かれた教育課程

○児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。

○教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に 学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。

（２）地域とともにある学校づくり

○保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等、既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進する。

○保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにする。

基本方策６ 学びのセーフティネットの構築

１３．安全について

（１）学校の安全確保に向けた組織体制の構築

○安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するととも、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。

○学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努める。

（２）危機管理体制の確立

○ 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。

（３）安全教育の推進

○児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。

○学校の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努める。

（４）登下校の安全確保及び交通安全の推進

○保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の、一層の安全確保に努める。

１４．生徒指導について

（１）校内生徒指導体制の確立

○日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくる。

○校長の責任とリーダーシップのもとに、生徒指導主担者が全校指導体制を構築する中心的役割を担う。

（２）組織的な取組の推進

○児童の自己指導能力を育成するため、すべての児童の発達支持的生徒指導を推進する。

（３）教育相談体制の充実

○心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。

（４）不登校児童への支援

○不登校児童への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての児童が安心して過ごせるよう、魅力

ある学校づくりを推進する。

（５）家庭・関係機関との連携

〇１学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を実施する。

（６）体罰根絶の取組

〇体罰の根絶については、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行う。

（７）携帯電話等への対応

〇携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成する。

〇ネット上の犯罪から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。

（８）喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

〇大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組む。

（９）校則について

〇校則の内容は児童の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しをする。

15.いじめについて

（１）いじめの未然防止

〇「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめ は絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。

（２）いじめの早期発見

〇生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。

（３）いじめの対応

〇児童及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

基本方策７ 学びを支える教育環境の充実

16．教育環境の活用について

（１）教育環境

〇ＩＣＴを学校運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進める。

〇様々な理由で学校に登校できない児童に対して、ICT を効果的に活用した取り組みを行う。

〇ＩＣＴを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。

（２）学校施設、設備の維持管理

〇学校施設については、適切に管理、使用する。

（３）校内体制の確立

〇ＩＣＴを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。

（4）ICT 機器の管理・運用

○ICT 機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ 対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

基本方策 8 生涯学習の推進と図書館の充実

17. 学校図書館機能の充実について

（1）学校図書館運営方針および年間計画策定

○豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。

○策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、 学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

（2）読書活動推進と環境整備

○児童が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。

○各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができる よう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。

○文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をする。また、新聞については、2 紙の配備を行う。

基本方策 9 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

18.社会教育と学校教育の連携について

（1）文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

○土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図る。

○学校施設の開放については、積極的に推進する。

19.児童の放課後対策について

（1）放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備

○放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための 取り組みを推進する。

○留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所を確保する。

○児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築する。

○総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取組の趣旨等を理解し、連携・協力する。

○児童の見守り機能を強化する。